

函館空港振興協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、函館空港振興協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、函館空港とその周辺地域の総合的な整備の促進および航空路線網の整備や利用促進等に関する活動を行うことにより、空港の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港およびその周辺地域の整備等に関する活動
- (2) 国内および国際線の路線網の整備等に関する活動
- (3) 国内および国際線の利用促進等に関する活動
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

| | |
|-----|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 監 事 | 2名 |

2 会長には函館商工会議所会頭を、副会長には函館市長、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会会長および函館空港ビルディング株式会社代表取締役社長を、監事には函館東商工会会長および渡島町村会会長をもって充てる。

3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、会計事務を監査する。

(特別会員等)

第6条 本会に特別会員および賛助会員を置くことができる。

2 特別会員は航空会社、賛助会員は本会の趣旨に賛同する企業等とする。

(顧問および参与)

第7条 本会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 会議は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、年1回開催し、臨時総会は必要に応じてこれを開催する。

3 総会は、会長が招集し、別表に掲げる各団体の長または、長が指名する役員・職員の出席により開催する。

4 会議の議長は、会長または、会長の指名により会議に出席する者が、これを務める。

5 特別会員および賛助会員は、総会の議事につき意見を述べることができる。

(幹事会)

第9条 本会の事務を円滑に処理するため、会長が指名する幹事若干名をもって構成する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長および副幹事長を各1名置き、会長がこれを指名する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、負担金、協力金、寄付金およびその他収入をもって充てる。

2 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は函館市港湾空港部に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

2 事務局に事務局長を置き、函館市港湾空港部長をこれに充てる。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

[附 則]

この規約は、平成15年 7月23日から施行する。

この規約は、平成16年 6月29日から施行する。

この規約は、平成17年 7月29日から施行する。

この規約は、平成18年 9月21日から施行する。

この規約は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成19年 7月 9日から施行する。

この規約は、平成21年 9月 9日から施行する。

この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

| |
|-----------------------|
| 北海道渡島総合振興局 |
| 北海道檜山振興局 |
| 函館市 |
| 函館市議会 |
| 北斗市 |
| 北斗市議会 |
| 函館商工会議所 |
| 函館市亀田商工会 |
| 函館東商工会 |
| 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会 |
| 函館空港ビルディング株式会社 |
| 渡島町村会 |
| 渡島町村議会議長会 |
| 檜山町村会 |
| 檜山町村議会議長会 |
| 森商工会議所 |
| 北海道渡島管内商工会連合会 |
| 北海道檜山管内商工会連合会 |